

下呂市林業新規就業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で林業に携わる者を支援することで、人口減少社会においても林業事業体に新規就業する者を確保し、本市の森林が滞りなく整備されるために補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、林業事業体とは、別表に定める業務を行う市内の事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、林業事業体に雇用された者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日時点において岐阜県内に在住していること。
- (2) 主に林業に携わる者として、林業事業体に3年以上勤務することが確実であり、このことについて誓約すること。
- (3) 林業事業体に新規で直接雇用される者であり、労働契約の期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 本市の税を滞納している者
- (2) 定年退職後に再雇用された者
- (3) 新規に雇用されてから1年以上経過した者
- (4) 市内の林業事業体から転職した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、当該年度予算の範囲内とし、1人あたり60万円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、下呂市林業新規就業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 下呂市林業新規就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書（別紙 1）
- (2) 林業従事証明書（別紙 2）
- (3) 岐阜県内に在住していることが確認できる書類 次のいずれかに該当する書類
 - ア 申請者の運転免許証の写し
 - イ 申請者の旅券の写し
 - ウ 申請者の個人番号カードの写し
 - エ 官公庁が発行した申請者の氏名等が記載されている証明書等で申請者の顔写真が貼付されたものの写し
 - オ 発行から30日以内の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、下呂市林業新規就業支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査を行い、補助金の交付が適当でないと認めたときには、下呂市林業新規就業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助金申請者に通知するものとする。
(交付請求等)

第 7 条 下呂市林業新規就業支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、下呂市林業新規就業支援事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は、前項に規定する請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込みにより行うものとする。
(確認及び立入調査)

第 8 条 市長は、補助金の申請日から 3 年が経過するまで、1 年毎に雇用の事実確認を行う。

- 2 必要があると認めるときは、下呂市林業新規就業支援事業補助金事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。
(補助金の取消等)

第 9 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、補助金の交付

決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 補助金の申請の日から3年以内に林業以外の職種に転職又は職を辞した場合。ただし、概ね1月以内に市内の林業事業体へ転職した場合又は就業している林事業体の都合による解雇や倒産、災害、病気等のやむを得ない事情により職を辞した場合を除く。

(3) 前号に定めるもののほか、補助金を交付する者としてふさわしくないと、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取り消しをしたときは、下呂市林業新規就業支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により林業新規就業補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に補助金の返還をしなければならない。

（重複交付の禁止）

第10条 この要綱の規定により補助金の交付を既に受けている者は、新たにこの要綱による補助金の交付を受けることはできない。

（補助金の交付手続きの特例）

第11条 補助金の交付に係る手続きにおいては、規則第21条の規定に基づき、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書及び規則第14条に規定する補助金等交付額確定通知書による通知を省略することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分類	小分類	内容
育林業	育林業	将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所
素材生産業	素材生産業	立木を購入し、伐木として素材のまま販売する事業所

林業サービス業	育林サービス業	主として請負によって造林、保育、保護を行う事業所
	素材生産サービス業	主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業所
	山林育苗生産サービス業	主として請負によって山林用苗木の育成のための事業を行う事業所
	その他の林業サービス業	他に分類されない主として請負で炭焼、山番などの林業に附帯するサービスを提供する事業所